

平成30年度中央区行政懇談会 質問事項等回答要旨

区民部 地域振興課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

目 次

京橋地域・・・・・・・・・・ 1 ページ

日本橋地域・・・・・・・・・・ 7 ページ

月島地域・・・・・・・・・・ 9 ページ

質問町会	質問項目	担当部等
銀座ダイヤハイツ自治会 会長 梅野 節也	銀座八丁目東歩道橋の塗り替えについて 【回答】 東京都第一建設事務所は、銀座八丁目東歩道橋塗装工事を今年（平成30年）の3月に契約しています。当工事は、5月末から現場着手する予定です。工事中はご不便をおかけしますがご理解ご協力をよろしくお願いいたします。	第一建設事務所
銀座八丁目東町会 会長 竹本 幸男	泰明小学校の新標準服について 【回答】 今後の泰明小学校の標準服につきましては、学校は保護者をはじめ、同窓会や地域の代表の方など、学校に関係する皆さまのご意見を伺う場を設け、皆さまのご理解を得たうえで導入を進めていくよう、また、その中で出たご意見やどのような議論がされたのか、関係する皆さまにわかるようなオープンな議論の場にするよう指導いたします。泰明小学校の信頼回復につきましては、今後の標準服に関する協議はもとより、日ごろの良質な教育活動を通じて、子どもたちがこれまでと同様に安全に、安心して元気に学校に通い、勉学に励んでいる姿を地域の皆さまにご覧いただくことで信頼を寄せていただき、協力いただけるよう学校を指導してまいります。 また、今後他校で標準服を変更するという場合ですが、標準服の変更については、校長が学校運営の中で行うことですが、保護者をはじめとする関係者皆さまのご理解が得られることが大切ですので、今回の反省を踏まえて学校に関係する皆さまのご意見を十分に聞きながら、進めるように指導してまいります。	教育委員会

銀座西八町会
会長 西村 昇

路上における違法看板設置防止に関する条例の
制定について

【回答】

公道上に看板等の広告物を設置する行為は、安全な歩行者交通や良好な景観の形成に支障をきたすおそれがあることから、道路法、道路交通法、屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例により禁止されております。

路上等障害物に関する条例につきましては、都内有数の繁華街を有し、その対応が困難な状況を踏まえ、新宿区が平成28年12月に、豊島区が平成29年10月に施行したものと理解しております。これらの条例は、区民や事業者の責務として、「路上等に障害物を設置し、または放置してはならない」と遵法意識の向上を高めるために明確化したものです。また、区が路上障害物を除去することについて、設置者に対して指導・勧告を行うとともに、除去について同意を求め、同意書に基づき除去するものです。

本区では、違法看板に対しては日常パトロールのほか、地域や交通管理者等との合同によるパトロールを実施し、法や都条例に基づき、自主移動又は除去するよう指導を行うとともに、除去を命ずる相手が近くにおらず、管理できる状態にない場合には区で除去を行っております。併せて、啓発活動として、公道上に看板が設置できないことを記載したパンフレットを作成し、パトロール時に店舗等へ配布するとともに、営業許可や更新の窓口となる保健所で配布する取り組みを平成27年度から実施するなど、事業者等への幅広い周知も含め、取り組んでいるところです。

今後も引き続き、交通管理者や地域等と連携を図りながらパトロールや啓発活動を強化し、安全な歩行者交通や良好な景観形成に努めてまいります。条例の制定につきましては、新宿区や豊島区の条例に基づく対応状況や効果を注視するとともに、他区との情報交換も行いながら、より効果的な取り組みについて、検討してまいりたいと考えております。

環境土木部

<p>銀座四丁目共和会 会長 兼松 孝次</p>	<p>築地市場移転に伴うねずみ対策について 【回答】 市場内業者の引越し作業や建物解体の際にねずみが市場外へ移動することが考えられます。 基本的にその防除は都の責任において行われますが、区としても市場周辺の地域に流出しないよう独自に対策を講じます。 具体的には、7月から作業をはじめ、隣接する築地、銀座地区のみならず、川を隔てた勝どき地区においても防除作業を予定しているところです。</p>	<p>中央区保健所</p>
<p>銀座一丁目町会 会長 石田 善計</p>	<p>(1) 自転車用交通標識の設置について 【回答】 現在、中央通りの歩道上を京橋方面から流入する自転車の対策につきましては、警察官による警告措置を行っているところでございます。 昨年要望された自転車の歩道通行禁止看板につきましては、関係機関や団体と協議を行いました。看板自体の耐久性や保守管理、視認性等の問題から恒久的な設置は難しく、他の手段を検討するとともに自転車利用者に対するキャンペーン等を行い、広報啓発活動を実施する予定でございます。</p>	<p>築地警察署</p>
	<p>(2) 違法駐輪の撤去について 【回答】 本区では、人口増加や健康志向の高まりなどにより、自転車の利用者が増えたことに伴い、歩道などへの放置自転車が増加し、放置対策が課題となっています。 そのため区では、「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、駐輪場を整備するとともに、放置禁止区域の指定や放置防止の指導・PR活動など、各種対策を行っております。 放置禁止区域では即日撤去を行い、放置禁止区域外では注意・警告した上で撤去を行っています。 なお、撤去した自転車については、所有者による引き取りのある自転車は手数料1台3,000円を徴収の上返還し、引き取りのない自転車は、再利用できるものは自転車販売協力店の店頭などで販売</p>	<p>環境土木部</p>

銀座西四丁目町会銀友会
会長 高橋 純

し、利用が困難なものは廃棄処分しております。
区といたしましては、今後とも放置自転車に対する注意・警告活動に努めるとともに、即日撤去の回数を増やす（週3回から週3.5回）など、放置の抑制を強化してまいります。

路上客引きについて

【回答】

客引き行為につきましては、平成25年4月に「中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例」を改正し、事業者の責務として「区民等の生活安全を阻害するおそれのある客引き」を禁止いたしました。

本区では、区内3地域において地域の皆さまが自主的なパトロールに取り組まれており、区においても警察と協力しながら合同パトロールなどに参加するなど、地域の健全化に努めているところです。また、こうした取組を支援する観点から、地域団体が外部パトロール員などを増員する場合には、ご要望に応じて雇用経費の一部を助成させていただきます。

銀座地区につきましては、この条例の趣旨に基づき、銀座社交料飲協会や銀座西八町会の皆さまが、警察や区と連携しながら主要な地点をパトロールされており、区民等の生活安全を阻害するおそれのある客引きの未然防止に取り組まれております。このほか、飲食店が法令等に違反した場合には、警視庁による摘発も過去には実施されてきたところであり、悪質な客引きの防止に関しては一定の成果を上げているものと受け止めております。

一方で、居酒屋店等の一般的な客引き行為等については、風俗営業法やしつこくつきまとう等の都迷惑防止条例で罰則をもって規制されているものを除き、「営業の自由」で認められた経済活動との意見も頂いているところです。

区内におきましては、他区の繁華街などで発生する居酒屋店等でのポッタクリや過大請求などの悪質な行為が報告されていない状況も踏まえると、現状においては、条例により一律に規制を設ける

防災危機管理室

<p>八重洲二丁目北町会 会長 唐木 千暁</p>	<p>ことは慎重に検討すべきであると認識しております。</p> <p>客引きについては、例えば、八重洲、日本橋、月島など、地域によりさまざまな実態があり、条例で規制を設けるということは、区内一律の規制ということになってしまいますので、現状においては慎重に検討すべきと捉えております。</p> <p>また、他区におきましても、全ての客引き行為に対して罰則規定を設けている区が現在10区ありますが、客引きとの言葉のやり取りの立証が困難であるほか、警察による取締りが伴わない規制の実効性に課題があり、過料などの罰則を適用した実績がないとも伺っております。</p> <p>区といたしましては、地域における安全で安心な環境が維持できるよう、今後とも地域団体が実施する自主的なパトロールを継続して支援していくとともに、警察や防犯協会などの関係機関との連携強化を図り、生活安全を阻害する客引きの撲滅に向けて取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>再開発による影響について 【回答】 東京駅前のあり方とまちのポテンシャルについてであります。</p> <p>東京駅というと、日本一の駅に思えるのですが、乗降客数という点では現在4番目になっているかと思えます。それは東京駅が、日本一の乗換駅となっており、降りる客は多くないということと、地下も含めJRが様々な店舗等を作っており、地表面にはあまり人が来ていないという状態だからです。</p> <p>また、特に八重洲口の駅前広場もJRがほとんど使っていて、民間の入る余地がなく、例えば、タクシーの乗降所が片隅にあり、JRのバスに占用されているような状況です。</p> <p>これは、平成14年の時から、総合的な開発をするということで、国も東京都も入って、東京駅前周辺のあり方を検討した中で、基盤整備を作ろうという話をしましたが、現状は、JRの占用が続いているような状況です。</p>	<p>都市整備部</p>
-------------------------------	--	--------------

本区では、東京駅の再開発において地下に集合的なバスターミナルを設けて、道路の歩道空間を広くするなどの公共的な目標も含めて、再開発を進めています。

東京駅の価値というものは、これから作られるバスターミナル等を含めた駅前広場を、再開発を通じて完成させることで新しいまちの価値が出てくると考えております。そういった部分をあわせて、これからの再開発の流れについて、周辺の方々と今後とも相談させていただきたいと思っています。

<p>堀留町一丁目町会 会長 永田 朗</p>	<p>受動喫煙防止策について 【回答】 望まない受動喫煙が生じないように防止策を推進する、いわゆる「受動喫煙防止法」は、国において閣議決定したものの国会への提案は見送られています。都においても国の動向から予定していた条例案の議会提出が見送られております。 このような状況下、区といたしましては、国、都の動向などを注視し、適切に対応してまいります。</p>	<p>中央区保健所</p>
<p>堀留町二丁目町会 会長 青山 博務</p>	<p>民泊に関する区の方針について 【回答】 区への観光客の増加は、まちのにぎわいにつながり歓迎すべきものであり、また、増加する観光客の宿泊施設確保は必要なことであると考えます。しかし、それが施設周辺住民に不安を与えたり、住民の生活環境に影響を及ぼすものであってはならないものです。 民泊事業について本区では、区民の生活環境を守るため、法律に基づき条例で区内全域を対象として土曜日、日曜日の宿泊に限り事業実施できることとしました。また、事業者には事業開始の届出をする前に、周辺地域の住民に対し、説明会などで周知することを規定しています。 住宅宿泊事業法は6月15日に施行されます。 区ではこの事業が、地域に受け入れられ、良好に運営され、まちのにぎわいを高めるものとなるよう、取り組んでまいります。</p>	<p>中央区保健所</p>
<p>人形町二丁目三之部町会 会長 高梨 節三</p>	<p>町会設置街灯のLED化について 【回答】 区では、夜間における犯罪の防止と通行の安全確保のため、私道の防犯灯整備を助成しており、整備の際には、環境にやさしく維持管理コストの縮減となるLED灯に変更しております。 防犯灯が既に設置してある箇所については、町会の申請に基づき、現地を確認したうえで、老朽化等により取替えが必要であると認められるものから順次、整備を進めております。</p>	<p>環境土木部</p>

一町会で多くの防犯灯を一度に助成することは難しいため、町会と調整させていただき計画的に整備を進めてまいります。

今後も、地域の皆さまが、安全に安心して私道を利用できるよう、防犯灯整備の助成を引き続き行ってまいります。

<p>THE TOKYO TOWERS自治会 会長 高崎 泰典</p>	<p>(1) 豊海運動公園における地域コミュニティ形成のためのスペース確保について 【回答】 新しい豊海運動公園は、現公園と旧豊海小学校跡地を合わせて一体的な整備を行います。主な施設として、多目的広場や親水テラス、複合遊具等を設置いたします。特に、旧校舎跡に整備する多目的広場は約3,500㎡の芝地とし、ボール遊びや運動の場、また、地域のイベント利用等で多目的に使用していただけると考えております。</p> <p>(2) 豊海小学校前護岸における中小型船舶および栈橋の接岸について 【回答】 朝潮運河は、満潮と干潮の潮位差が約2mあることおよび、海風や他の船舶の航行による引き波の影響を受けることから、日常的な中小型船舶の利用には適さない場所のため、常時利用可能な係船柱や固定栈橋等の整備は現在のところ考えておりません。 なお、防災、救護、救援のための防災船着場の整備については、「東京港防災船着場整備計画」(平成28年3月 東京都港湾局)に記載されておりますが、既に指定されている豊海町にある月島ふ頭のほかに、新たに晴海五丁目にも整備される計画となっております。 今後も、水上交通を利用した救護、復旧活動ができるよう国や都、関係団体等と連携して取り組んでまいります。 豊海小学校前の護岸テラスに設ける遊歩道の整備は、今後も地域と協議しながら進めてまいります。</p>	<p>環境土木部</p> <p>環境土木部</p>
<p>ザ・パークハウス晴海タワーズ ティアレジデンス自治会 会長 田島 大志</p>	<p>(1) 晴海地区における歩行環境整備について 【回答】 本区では、全ての人が安全で快適に歩行できるよう、歩道の拡幅や段差解消などを行うことにより、歩行空間のバリアフリー化を進めているところです。 ご指摘いただいた月島運動場交差点から晴海三</p>	<p>環境土木部</p>

丁目交差点の区間（晴海通り）には、当該横断歩道橋のほか、3カ所の交差点に横断歩道が設置されています。

晴海通りなどの幅員の広い道路において、高齢者等が一度に横断できないなどの状況が発生していることについては、区としても認識していることから、今後、道路管理者である東京都に対し、中央分離帯部分の活用などを要請するとともに、周辺街区の再開発等の機会を捉えながら、将来的に不足することが想定される公共施設の整備等に合わせて改善を検討してまいります。

また、晴海二丁目の晴海運河側街区から北側都有地側街区間の道路は2カ所の交差点に横断歩道が設置されております。道路交通法の規定により、原則、歩行者が道路を横断する際は、横断歩道を通行しなければなりません。また、当該道路では、横断抑止目的を兼ねた連続した植樹帯を設けておりますが、ご指摘の道路横断の状況も注視しながら、対応について、交通管理者と協議し、検討してまいります。

（2）晴海二丁目における生活利便施設整備について

【回答】

スーパーマーケットなどの生活利便施設の整備につきましては、基本的に各事業者が地域の状況や特性を踏まえながら、立地条件や採算性などを考慮し、事業者の責任において判断・決定するものと考えます。

しかしながら、日常生活に必要な商品を取り扱う店舗については、公共公益施設とあわせ、都心に位置する本区において良好な住環境を整備するうえで大切な要素と考えています。また、平成26年12月に策定された晴海地区将来ビジョンにおいて、晴海の中心軸には生活利便施設の確保のために、中規模なショッピングセンターや路面店舗等を誘導することを示しています。

晴海地区における今後の開発につきましては、区民の皆さまが身近な場所で生活に必要なものを購入できる環境の整備など、生活の利便性に配慮

都市整備部

<p>月島一之部西町会 会長 谷内 敏</p>	<p>したまちづくりに向けた指導を事業者に行ってまいります。</p> <p>老朽化した空き家について 【回答】 当該建物は道路管理地等に建てられたものですが、昭和32年4月に道路法が改正されたことにより、占用許可されていたものが不許可となっているため、区では建物の所有者に対して、建物を除去するよう改善通知を行っています。 今後とも、改善通知を継続し、所有者に対して建物の除却を強く働きかけてまいります。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>
<p>佃二丁目町会 会長 西田 孝治</p>	<p>掲示板の設置について 【回答】 区では、区が行う施策や行事等について広く区民や在勤者に周知するため、363基（平成30年4月現在）の掲示板を設置しております。 これら掲示板の有効活用を図るため、板面の4分の1程度のスペースを町会の皆さまの自主的な管理のもと、町会の広報活動にご利用いただき、現在、佃二丁目町会のエリア内には6基の掲示板がございます。 広報掲示板は区の広報媒体としてはもちろん、地域の皆さんの良好なコミュニケーションの形成にも寄与するものと認識しておりますが、一方で視界の妨げにもなり、危険や迷惑といった理由等から設置に反対されるご意見もございます。従いまして区では掲示板の新規設置、移設については慎重に行う必要があると考えております。新たな掲示板の設置につきましては、より適切な場所への移設も含めて相談させていただきたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>	<p>企 画 部</p>